

2024年10月分（12月支給分）から

児童手当の制度が変わります



● 主な制度変更は次のとおりです。

① 所得制限が撤廃されます。

改正前（現行）	改正後
所得制限 あり	所得制限 なし

② 支給対象期間が高校生世代まで延長されます。

改正前（現行）	改正後
15歳年度末まで (中学校修了前まで)	18歳年度末まで (高校生世代まで)

③ 3人目以降の子の支給額が増額されます。

改正前（現行）	改正後
高校生世代の子から年齢順に数え、小学生以下の子が3人目以降となる場合に多子加算を適用 第3子以降、1人につき月額 15,000 円	大学生世代の子から年齢順に数え、高校生以下の子が3人目以降となる場合に多子加算を適用 第3子以降、1人につき月額 30,000 円

※大学生世代の子はカウント対象のみで支給はありません。

④ 支給回数が年6回になります。

改正前（現行）	改正後
年3回支給 6・10・2月 4か月分ずつ支給	年 6回 支給 12・2・4・6・8・10月 2か月分ずつ支給

● 制度改正後の支給月額(1人あたり)

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子、第2子	15,000 円	10,000 円
第3子以降	30,000 円 (③の多子加算適用の場合)	

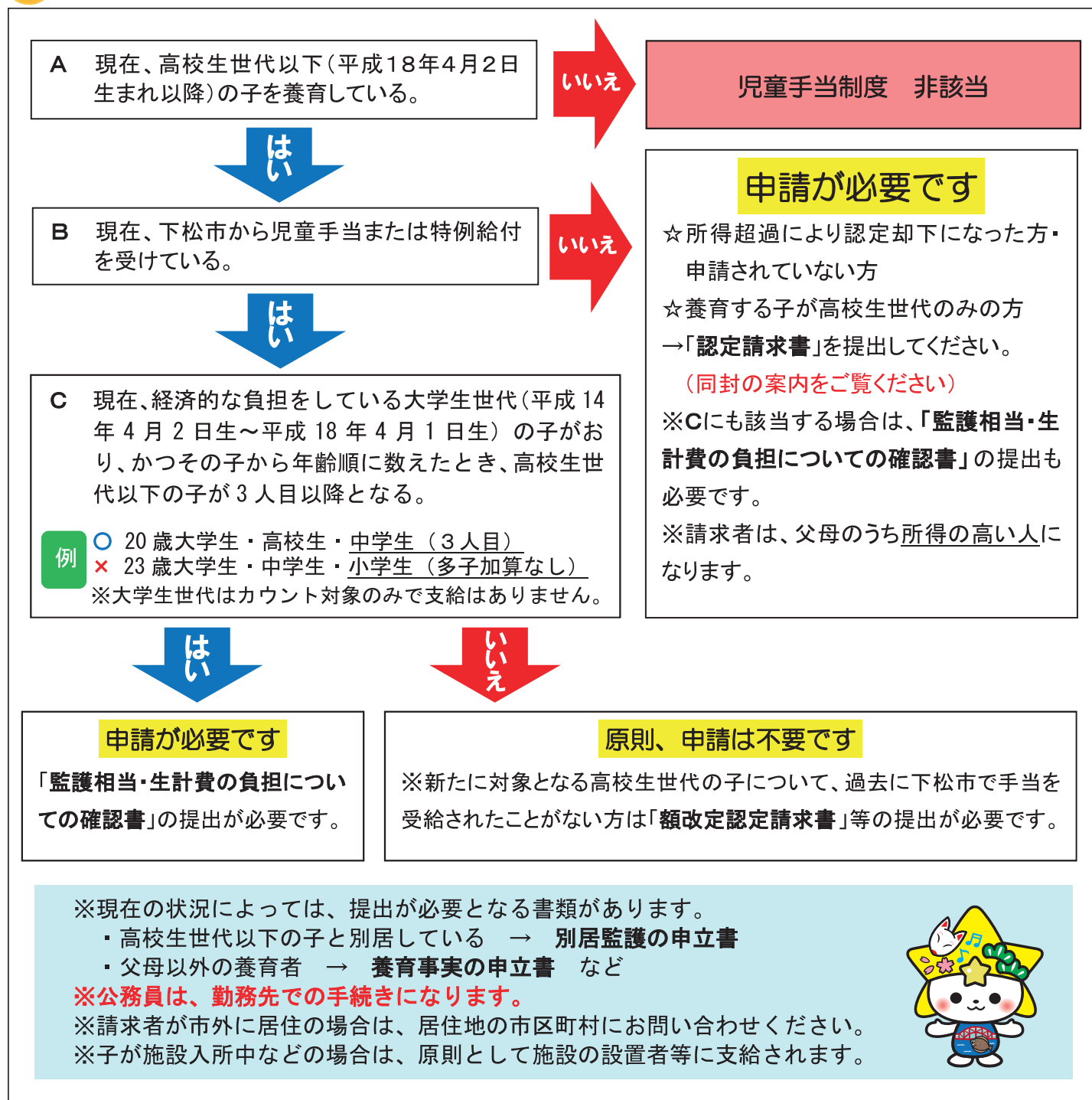
☆高校生世代: 中学校修了後、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
(今年度は、平成18年4月2日から平成21年4月1日生まれの子)

☆大学生世代: 高校修了後、22歳に達する日以後の最初の3月31日まで
(今年度は、平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの子)

※高校生・大学生世代は、学生に限らず、アルバイトや無職等の場合も対象です。

裏面に続く

● 手続きフローチャート



● 申請期限・方法・問い合わせ

[申請書類については、市ホームページからダウンロードしていただくか、こども未来課でお受け取りください。]

申請期限	<p>令和 6 年 10 月 18 日(金)</p> <p>申請期限を過ぎても、令和7年3月31日(必着)までに申請した場合は、支給月は遅れませんが、令和6年10月分に遡って支給されます。令和7年4月以降は、申請月の翌月からの支給となりますのでご注意ください。</p>
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送(必着) ・市役所1階23番窓口(こども未来課)に提出
提出先 問い合わせ	<p>〒744-8585 下松市大手町3-3-3</p> <p>下松市こども未来課 TEL 0833-45-1836</p>

市ホームページ・申請様式はこちら

